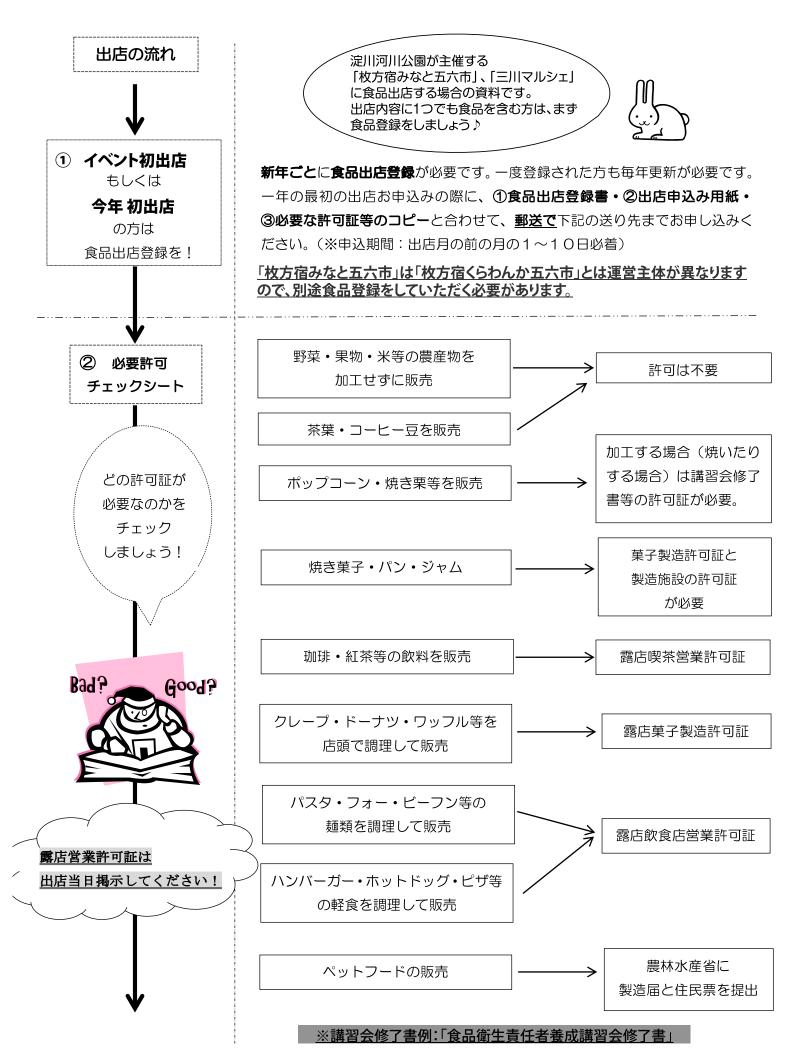
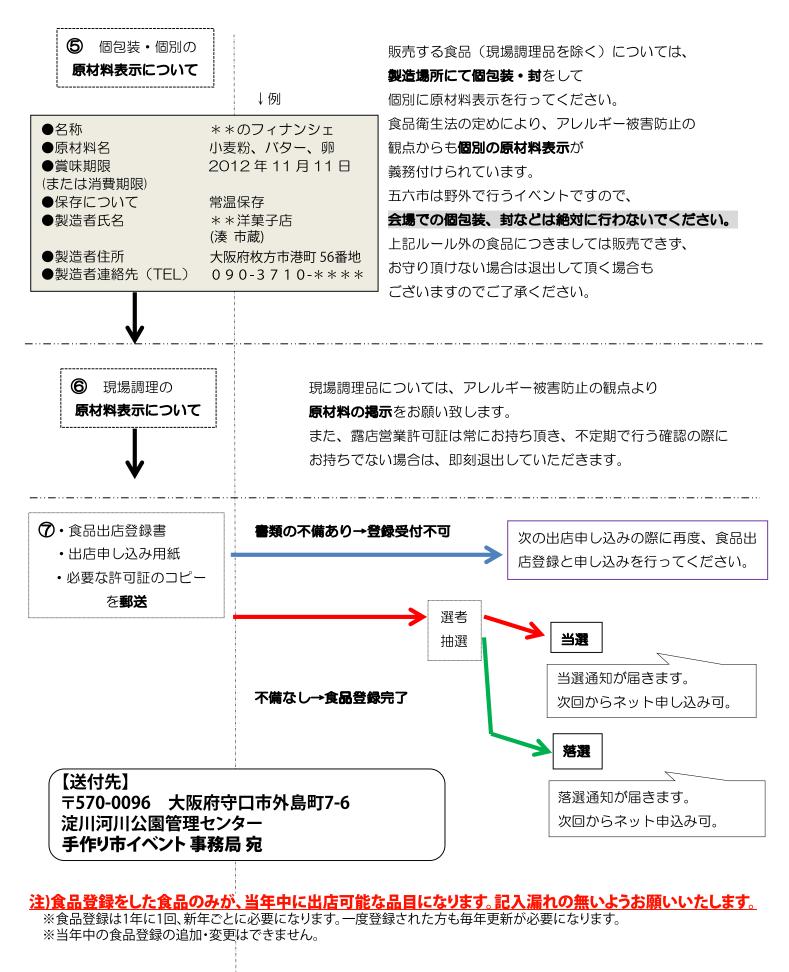
◆淀川河川公園 手作り市イベント 食品出店資料◆



	◎注意事項◎
③出店不可の食品を	①さしみ・寿司・サラダなど
チェックしましょう!	提供直前に加熱を伴わないもの の調製・販売は×。
<u> </u>	(酢漬け野菜も×。)
	② クリーム類 (生クリーム・カスタードクリーム・アイスクリーム類)は×。
	③ 卵製品 (キッシュ・プリン・ゆで卵・煮卵など)は×。
SER (S)	現場調理にて <u>しっかり火入れする</u> 場合は OK。
S COLEER	→中心温度が85度1分以上
A SB	④チーズケーキ・ゼリー・ムース等 保存に保冷が必要なもの は×。
FEE	⑤ 牛乳や生クリーム使用 の飲み物は×。
CEES	豆乳やスキムミルクの使用は可能。(開封済みの豆乳は冷蔵保管する)
	⑥ アルコール類 の販売は×。
	⑦ 食肉・魚介類 の販売は×。
	⑧ 米飯 の販売は×。
	(但し、飲食店営業許可(仕出し)を持つ業者が製造し、
	個包装・原材料表示がされたお弁当は OK。)
	※ぜんざいなど煮込み系の販売は、露店営業許可証をお持ちで加熱し続ける事
	が条件で出店可。
	※餅は、 白餅 の場合は許可不要。その他 味付き餅 は菓子製造業が必要。
	◎許可証がいるもの◎
④許可証がいるもの	●焼き菓子・パン・ジャム:菓子製造許可証や食品衛生責任者講習修了書
•	などに加えて製造施設の許可が必要。
いらないもの	●お惣菜(佃煮・甘露煮・その他加工品):許可が必要。
ii	※真空パック又は容器+ラップ等で密閉に近い状態で
	常温での保存が可能なものに限る。
▲ 許可証が不要でも	● 飲料類 :飲食店営業許可が必要。
の記念を見ていていた。	※製造業者が製造した缶入りや瓶入りのものの販売は許可不要。
英00豆球は 必要です!!	それを コップに移し替える行為は露店営業許可 が必要。
	フルーツや野菜を使用しジューサーで作った
	フレッシュジュースは販売禁止。市販の飲み物に果物の果汁を
	絞ったり果物のスライスを浮かべる事も禁止。
/ 許可証不要でも \ [/] 原材料表示 は \	● 弁当類 :飲食店営業許可(仕出し)が必要。
しっかりと!	※個包装・原材料表示・温度管理をお願いします。暑い時期の出品は
原材料表示に	お控えください。(弁当:おにぎり・サンドイッチを含む)
ついては ¦ 、 次の項目を '	●ポップコーン・焼きいもなどの調理販売:講習会修了書が必要。
	(焼きトウモロコシ・焼き栗・綿菓子なども同様。)
	◎許可証のいらないもの◎
	● 野菜・果物類 (農産物を加工せずに販売):許可証不要。
Will	※フルーツをその場で皮をむいたり、カットフルーツにすることは×。
Q == X	●茶葉・コーヒー豆類の販売:許可不要。
	※試飲に関しても許可不要ですが、飲料として販売するなら
	飲食店営業許可または露店喫茶店営業許可が必要。

_ . . _ . . _

i.



▲その他当日の注意事項▲

●現場での原材料の一次加工(野菜をきざむ、たこやきのタコを切る、など)はしない事。
⇒許可施設で仕込んだ材料を持ち込んでください。出来るだけ下ごしらえの終わった材料を購入し使用する事が望ましいですが、自ら下ごしらえする場合は十分衛生面の確保された場所で行なって下さい。
●清潔な調理器具・衣類を使用する事。

- ●加熱は十分に行なう事。(中心部が85度・1分以上の加熱)
- ●健康状態が不良な場合は調理に従事しない事。
- ●従事者のネイルなど、異物混入の恐れのある行為はしない事。
- ●従事前や用便後などは必ず手指の洗浄・消毒を行う事。
- ⇒食品に直接触れる場合は、使い捨て手袋を使用する事が望ましい。
- ●お金と食品の取り扱いはなるべく別の人が行う事。
- ●さしみ・すし・弁当・サンドイッチなどの調製は×。
- ●販売時に商品購入者へお店の連絡先が記載されたショップカードをお渡し下さい。
- ●火気使用の出店者は必ず消火器をお持ちください。
- ●現場調理の方はゴミ箱を見えやすい場所に設置して下さい。
- ●冷却用に使用した氷や、調理に使用した水を公園内に捨てないでください。
- ●ドリンクにミントや輪切りレモンを添える事は不可です。

※枚方保健所の「模擬店開催についての注意事項」もあわせてご覧ください。 http://www.city.hirakata.osaka.jp/uploaded/attachment/48599.doc

※京都府の「食の安心・安全きょうと」もご覧ください http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/index.html